

# 全日自労における 団体交渉の構造



江 口 英 一

日本女子大学教授



ここでとりあげるのは、公共職業安定所の紹介によつて就労する不熟練日雇労働者の組織、いわゆる自由労働組合である。その団体交渉権に関する法構造については、とくに最近、いくつかのすぐれた研究がある。したがつてここでは、その経済的・社会的側面についてだけふれてみたい。

ところで、ひそかに思うのだが、およそ労働者がその労働条件について交渉を行なう場合、ごく一般的に、いつの場合も、またどんな形であれ、それが賃労働者としての交渉であるならば、つねに多かれ少なかれ集団的である。たとえ個別的要點を示すと、つぎのようである。

周知のように、この組合の母体は、終戦後、日本経済の崩壊とともに職安の窓口を中心に全国各地に展開された、文字通り飢餓からの自衛手段としての、街頭における大衆組織にある。端的にいえばそれは、失業者同盟といつてよい。それを特徴づけるのは、たとえば、その同盟員の前身の多様性、流動のはげしさ、分散性、街頭組織的性格、所得における賃金以外の部分（余録といわれ金物などの給得分など）――「東京鉱山」の大いこと、労務管理はほとんど行なわれず失業者救済的性格のつよいこの事業のありかた等々であり、今日のこの組合のありかたとは、質的に相違し、非常に大きなへだたりがあるようにみえる。たとえば当時の指導者は、その頃の東京での状況をつぎのように語っている。

したがつて表記の問題の第一章は、いうまでもないことだが、その組合形成と組織構造そのものの問題として展開される。われわれはここでは、自由労働組合の最大組織である全日本自由労働組合を対象にすることとする。先の国会において、世人の耳目をひいたこの組合は、二二万の組合員をようする総評加盟の巨大な組合である。その構造について

ところがそのような失業者同盟的組織に、たとえばそれは、失業者同盟といつてよい。それを特徴づけるのは、たとえば、その同盟員の前身の多様性、流動のはげしさ、分散性、街頭組織的性格、所得における賃金以外の部分（余録といわれ金物などの給得分など）――「東京鉱山」の大いこと、労務管理はほとんど行なわれず失業者救済的性格のつよいこの事業のありかた等々であり、今日のこの組合のありかたとは、質的に相違し、非常に大きなへだたりがあるようにみえる。たとえば当時の指導者は、その頃の東京での状況をつぎのように語っている。

「特徴的なのはこうです。芝浦、亀戸、江戸橋などでそうだったのですが、仕事のないもの、職安にいこう。パンが喰えるぞ。一八〇円もらつて」はやくいえばこういったビラを貼つた。『何月何日、職安の前に集まろう。一二四〇円もらさるぞ』『一二四〇円取りにいこ

う』等々です。そこで最もむづりもないものが職安の前に集まつてくる。そこで東京土建の役員が演説して、アジテーションするわけです。」

ところがそのような失業者同盟的組織に、たとえばそれは、失業者同盟といつてよい。それを特徴づけるのは、たとえば、その同盟員の前身の多様性、流動のはげしさ、分散性、街頭組織的性格、所得における賃金以外の部分（余録といわれ金物などの給得分など）――「東京鉱山」の大いこと、労務管理はほとんど行なわれず失業者救済的性格のつよいこの事業のありかた等々であり、今日のこの組合のありかたとは、質的に相違し、非常に大きなへだたりがあるようにみえる。たとえば当時の指導者は、その頃の東京での状況をつぎのように語っている。

したがつて表記の問題の第一章は、いうまでもないことだが、その組合形成と組織構造そのものの問題として展開される。われわれはここでは、自由労働組合の最大組織である全日本自由労働組合を対象にすることとする。先の国会において、世人の耳目をひいたこの組合は、二二万の組合員をようする総評加盟の巨大な組合である。その構造について

をつくれである。それが明瞭な声

となるのは、東京の場合でいえば、  
ほぼ昭和三〇年前後のことである。

それには少なくとも二つの条件が必  
要である。その第一は、現場への日  
雇労働者の可及的な固定化である。

この条件は内外の要因によって与え  
られた。すなわち、外部の条件とし  
ては、安定した雇用機会を見つける  
ことが困難であり、移動はむしろ転  
落をおこしやすいことであり、内的  
なものとしては、この頃から失対事  
業に能率が要求され、使用者側自体  
が固定化を事実上すすめたこと、お  
よびこの組合に特徴的な組合の世話  
役活動の活発化である。その第二  
は、職場の形成である。これは前述  
したことと重複する面もあるが、も  
ともと流動性をもつ建設仕事のあり  
かたと日雇労働者の流動的性質にも  
かかわらず、いくつかの現場がある  
人の流動の範囲として事実上限定さ  
れ、そしてある特定の現場に所属す  
るものとして、その労働者を登録す  
ることなどにより、「職場」を形成  
することである。

このようにして、職場の形成、そ

こでの要求の集約、そこでの組合の  
形成は、必然的にその交渉の主たる  
相手を職安の窓口から、事業主体す  
なわち一般に事業の実施の責任を負  
う地方自治体にその重点をうつして  
いくこととなる。

それとともに、日雇労働者組合組  
織のデマーケーション（境界）が事  
実上明確化され、いわゆる「失対一  
家」といわれるものが形成されるこ  
ともなる。

年	都道府県	公共職業安定所	% %	町村	事業主体	現用その他	% %	計		
								都道府県	支那	
26	903	13	3,645	52	1,793	26	668	9	7,009	100
27	1,420		4,978		2,512		1,177		10,087	100
28	1,610	16	4,866	49	2,337	24	1,094	11	9,907	100
29	1,855	17	4,928	47	2,895	27	908	9	10,586	100
30	1,793	16	5,544	49	2,948	26	928	8	11,203	100
31	1,637	13	6,919	53	3,108	24	1,302	10	12,966	100
32	1,568	13	5,872	50	3,153	27	1,161	10	11,754	100
33	1,297	12	5,294	50	3,229	31	788	7	10,608	100
34	1,366	16	3,522	41	3,111	36	651	7	8,660	100
35	1,370	16	3,044	35	3,372	39	922	11	8,708	100

労働組合への転化の第二歩は、こ  
のような職場での組合が、職場組織

として、ある自治体または職安管轄  
の全体の労務者の範囲について形成  
される労働組合の細胞組織となるこ  
とである。前者は一般の企業組合の

場合の単位組織にあたるものであ  
る。そして職場組織が確保していた  
時政権、執行権、議決権が、分会の  
段階に吸い上げられる。これを全日  
自労の場合、分会と称する。このよ  
うな編成がえが行なわれるのは、一  
般的にいえば、おなじく昭和三〇年  
を前後する頃である。そして分会の  
確立は、その交渉相手を明確化し、  
主としてこれが事業主体たるそれぞ  
れの地方自治体との交渉を受けもつ  
こととなる。もちろん今までのよ  
うに職安との交渉ももつただが。

このようにして、実際はもつと多  
様な形をとりながら、組合への転化  
が行なわれるよう私にはみえる。  
だが組合への転化は、さらに全国的  
統一体としてのそれへの成長によつ  
て十分とならなければならない。そ  
の必然性はのちにふれるが、制度的  
に之れば、分会が集まつて各県段  
階に都道府県支部が形成され、さら  
にその上部に、本部がおかされること

となる。これらはそれぞれその交渉  
相手として都道府県および国をも  
つ。それは失対事業のしくみ、とく  
に「労働大臣がきめる」ところの賃  
金の基本日額としての賃金、さらに  
越益の手当などの決定方式に相対応  
するものである。

そしてこの事業の運営上使用者側  
としてもとも大きな力を有し、統  
制の任にあたるのは國であるから、  
この組合の力量のありかの重点も、  
本部におかれることになる。そして  
もう一つの力点のありかは、単位組  
合たる分会にある。逆に都道府県支  
部は、相対的に弱い。場合によつて  
は事実上連絡機関にすぎない場合も  
ある。それは財政や陣容からみてそ  
うである。ここにこの組合の一つの  
大きな特徴があるようと思う。

例え、財政的にこれをみると、  
本部費として上がる経常費は昭和三  
年、一人一円の割であったが、翌  
三一年には三円になり、三五年には  
五円となり、翌三六年には一〇円、  
さらに翌三七年には一七円に上昇し  
た。そして、その上納の基礎人風が  
増大したこととあわせて、さらに齒

時組合費を合計すると、本部費総予算は昭和三年には年間一六四五、

2

九〇〇円であったのが、昭和三六年には一八二八七、五〇〇円へと、一〇倍以上にふくれ上がった。もちろんこれは三一年の場合が少なすぎるともいえる。それは、この組合が、実質的にまだ失業者同盟的色彩を、組合費と財政からみる限り色濃く残していたことを示すものともいいう。それにつれて、執行部関係の人員も、本部常任中執が三〇年頃の五名から三六年には一三名となり、本部の各専門部所属書記も、昭和三三年はじめて一人が計上されたのに対し、三七年には一四名にふくれ上がっている。

このようにして、自由労働組合の取引力は、二つの極端なわち分会と本部の両極にある。中間段階の都道府県レベルには、少なくともこれまでそれはどのように私には見えない。ここにこの組合の本質と役割がその一端をのぞかせている。

ところで、周知のように、日本における現在の失業は、社会経済の構造的変動に根ざしており、そしてその存在形態として、就業者という形をとっている。いわゆる「半失業」の言葉であらわされるものである。この就業機会は、その多くが賃金をえて雇用されるところの、賃労働者としての就業である。そしてこういったすう勢は、今後ますます強くなるであろう。このような変化を画する時期は、戦後については、昭和三〇年前後であろう。失業が就業の形をとつてあらわれる必然性については、ここでくわしく分析するわけにはいかない。さしあたり、しかしその基本的な要因をのべておけば、一つは、賃金、その他雇用条件および生活の社会的保障のための国民的最低限による底あげが、極言すればまだほとんど欠除していること、二つはこのような低い労働条件の存在を基礎として、そこでの低位な労働力を利用する低能率で零細な企業が、経済の高度成長下で広範に存在

しうること、による。ここでの雇用は、不安定・不規則であり、低賃金であって、本質的には失業状態にある労働者層というべきである。このようにみてくると、不熟練日雇労働者が形成する自由労働組合の勞働組合として存立すべき基礎と性格が次第に明らかとなってくる。いま、ILO八七号条約をめぐって、公務員の團結権、団体交渉権の問題が提起されている。日本の経済と社会の構造的転形期である現在においては、このような「組合承認」に関する要求が、その転形への第一歩として下層労働者社会からも強い力で吹き上げてこざるをえないだろう。

ところで、全日自労の第一五回定期大会（昭和三五年九月）では、組合の運動の基本的方向とについて、論争が行なわれている。要約していえば、まず九州福岡県支部の代議員から、本部の議案に対する反論として、本部の議案に対する反論として、つまり「議案によれば、『われわれは日本の失業が広範な低賃金労働、半失業という形で現われてお

り、低賃金政策との開いたが、半失業闘争の重要な部分を占めているとの評価にもとづいて、賃金闘争に取り組み、それを前進させてきました」と述べております。しかし、私たちが、戦後ににおける大量失業の簡単な経過でみたとおり、アメリカ帝国主義と日本独占資本の手によって、大量的失業者が創り出され、それを基盤にして、政策的に低賃金体制がつくりられてきているということです」と。そしてこのような戦後の失業の大規模的現出の時期を四つに分け、(1) 战争直後、(2) ドンジ・ラインの実施期、(3) 一九五四年一五五年の合理化過程、(4) 現在としている。そしてその闘争の目標を「この国の政治経済政策を基本的に転換させる」ことであり、「失業反対、失業保障を中心とした社会保険の確立」においてい

これに対して、本部（中西委員長）の答えは、失業が「半失業」としてあらわれ、多様な存在形態をもつこと、そしてこれらの多様な層は、それぞれ多様な要求をもつことを明らかにし、「福岡のいつている失業保

(1) 「自由労働組合の団体交渉権」林迪廣・宮崎鎮雄、季刊労働法第四八号

障が必要でないといつてはいるのではない。必要だと思う。しかしそれを中心におかねばダメだということには疑問を持つ。そういう形では失反闘争をせまいものにする」とのべ、「最賃、社会保障の確立、安定した職場」という三つの基本要求をあげ、「日常不断」の闘争を強調している。

この二つの相対する議論について、各県の代表者がさらにそれぞれ首肯こころもの意見を出しているのであるが、例えば広島からは一戦後四回にわたり大量失業が創出されたといふ福岡案は歴史的根拠を明らかにした点では敬意を表するが、仲間に戦後何回目かときいては何回目で十というように整理できない。三・広島は中都市で戦後四回で区切ったように、どつとでていな。……その原因是検討しているが、構造的停滞的失業で、家事、露店商、農業や商店を失敗して入ってきている」といつてはいるし、徳島の代表は「福岡案は失業の根源についていく立場が貫ぬかれている。しかし階級分化が、どのようにして行なわれたかに

ついては、全然ふれられていない」とのべている。

これらの二つにわかった主張は、決して観念的につくり上げられた議論ではなく、それぞれの組合が現在おかれている位置、ならびに包含する組合員の性格をよく反映している。ここではくわしい数字をあけることを避けるが、それはわれわれの調査にもはつきりと示されている。すなわち、九州福岡ではその組合員は、炭鉱を中心とし、かつて組織労働者であつたものの合理化による失業の結果、失業事業または緊就事業に流入してきたものが多く、逆に、中小都市、農村ではむしろ賃労働者であったものはその一部にすぎない。

い。農業や非農業における自営業主、家族從業者がプロレタリアートとして階級的に分解し没落してきたものか、土方人夫など未組織の最下層労働者として雇用先を転々としてきたものが、ある意味でこの事業に「就職」してきたものが多い。それだけに、ある意味でこの事業

の運動を進めるうえで、このような基本的性格規定に関する論議が行なわれていることである。それは一つにはおかれている位置、ならびに包含する組合員の性格をよく反映している。ここではくわしい数字をあけることを避けるが、それはわれわれの調査にもはつきりと示されている。すなわち、九州福岡ではその組合員は、炭鉱を中心とし、かつて組織労働者であつたものの合理化による失業の結果、失業事業または緊就事業に流入してきたものが多く、逆に、中小都市、農村ではむしろ賃労働者であったものはその一部にすぎない。

ところで注目されるのは、組合運動を進めるうえで、このよだな基本的性格規定に関する論議が行なわれていることである。それは一つにはこのようないくつかの低所得階層が賃労働者となつて一度はそこを通過せねばならぬ論議なのであり、ここでは、自分たちが賃労働者として、労働組合を形成できるかどうかといつた、きわめて深刻な問題がその背後にかくされているのだともいえる。そしていま一つの含意は、このようないくつかの反省の成果のうえに、きわめて根強い運動が展開され、さらに具体的には、それが組合綱領（失業綱領——昭和三五年）として結実していく。

ともあれ、以上の二つの見解は、現代の下層社会に関する重要な見方であつて、その一つを欠くことはできない。その両側面をもつてゐる。この二つが組織のためのいわばタテ糸と横糸となつてゐる。しかし、昭和三七年頃までのこの組合の組織と運動の経過からあえていいうならば、その成長の前期には、「半失業」の以前の状況では、以上兩者の性質をための賃金闘争を中心としたあらゆる生活要求のための運動とそのための組織（とくに職場組織）が前面に出していたし、その後期には福岡支部のいう安定した雇用の保障、失業保障のための政策または法律制定のための運動が中心軸として強調されてきたようだ。後者はとくに、昭和三三、四年または三五年頃より、例の「飢餓のための国民大行進」なるものが、総評のあとおしのもとに行なわれ、横の連繋が深められるのと前後して、いつそう強まつてゐる。とにかく、現代の失業形態を「半失業」と規定しても、その本質は失業にかわりない。「半失業」とは、もちろん半分失業しているという量的概念ではない。そして賃金、雇用その他生活条件の全般にわたり、それぞれの地方、または性、年齢層の差異からくるさまざまな相異なる要求を集約し、結局生活自衛のためのあつまりとして形成されたさまざまなものでもない。資本主義社会のなかで、結局、自分たちは労働者以外の階級に属するものとして、しかも

〔第2表〕 日雇労働者組合の組織状況

年月日	組合名	会員数	全民労系	その他	計	登録者数		組合加入者の割合	組合割合
						登録者数	組合加入者の割合		
昭和24年 10月1日	新日本労働組合	2,155	—	—	47,278	—	—	—%	—%
昭和25年 10月1日	〃	—	—	—	178,237	—	—	—	—
昭和26年 10月1日	〃	81,046	27,748	33,169	141,963	366,336	—	39.0	—
昭和27年 10月1日	〃	77,356	31,551	52,297	161,234	328,791	—	49.0	—
昭和28年 10月1日	〃	84,171	28,735	40,440	153,346	342,438	251,173	44.8	66.1
昭和29年 10月1日	〃	112,702	24,480	30,503	167,687	372,075	272,726	45.1	61.5
昭和30年 10月1日	〃	140,681	26,193	35,929	201,153	441,817	326,664	46.2	62.5
昭和31年 10月1日	〃	165,544	23,753	30,156	219,955	473,265	333,591	46.5	63.9
昭和32年 10月1日	〃	183,523	27,564	22,119	233,206	457,035	324,378	51.0	71.9
昭和33年 10月1日	〃	194,783	23,350	22,400	240,533	480,116	350,489	51.0	68.4
昭和34年 10月1日	〃	206,586	26,521	21,057	254,164	480,289	357,706	52.9	71.1
昭和35年 10月1日	〃	214,155	32,452	19,762	266,429	475,247	351,742	56.1	75.7
		670	162	188	1,020				

(労働省失対事業報告より、たむし35年10月1日付より補充)

としたいわゆる「失対一家」の組合としている。あることにとどまることはできな基盤を与えるとき、職安を中心してい。必然的に大都市、中都市、小都市、農山村、その他特殊な失業多発地帯（炭鉱、地帯、駐留軍地帯、漁村等々）での、大小さまざまな「失対一家」は、より大きな「一家」へと横に連繋し、さらに失対の枠をこえて、同種の下層・不安定なまずい労働者一般の組織化へと進まるをえない。たとえば上の表は、その状況の一端を示すものである。

この表によるところによると、職安経由で就労する日雇労働者の組織の発

展状況が示されるが、このうち、その代表的組合たる全日自労の増大がきめられいちじるしく、またそれをもたらしたものは、表中その他に表された、独立組合の自労への参加が、かなり大きな寄与をあたえていことがある。独立した、あるいはすでに形成された事実上の組合の全員自労への参加は、これらの組合がもともと捕捉しがたいものである以上、この動向はもつと高く評価してもよいと思われる。

## 3

さて、そこで課題である団体交渉の方式とその事項とくに賃金交渉などの内容・性質、さらにその交渉力の現実的基礎についてのべてみよう。

まず分会のレベルでの問題である。ここでは失業者であるとはいって、いわゆる失対事業への生活に困窮した就労者として現われている組合員のあらゆる日常要求が、「職場」その他のとりあげられ、それが地方自治体、および職業安定所の窓口へ提出される。そこで賃金についてい

うならば、これまでの失対法では、

第十条によつて、「賃金の額」を労働大臣が定めることになつてゐる。

それについてはのちに述べるが、さしあり必要なことは、それが賃金の額（基本となる日額）であつて、そ

の支払い方、雨天の場合、さらに臨時に支給される金品、または月間就労日数（官所得を規定する）、労働時間などについては、きめられていないことである。これらは分会または都道府県支部のレベルでの交渉に残されている。そして県または市によつては、独自の賃上率として、基本日額への若干の上づみがなされている場合がある。例えは三重県のことである。この組合の機関誌「じかたび」によれば（昭和35年3月1日号）、「三重県は新たに四七円の独自措置をとり、昨年三〇円とあわせて七七円という額を自治体からくる成果を上げていながら、今回四七円の措置をとりやめることを通達してきた」とある。またいわゆる越益の手当は大きな事項である。このような側面からいふと、それは組合員を失対労働者の範圍に純化していく傾向がある。ただ

し、失対事業は、昭和二九年頃よりそのなかに特別失対事業を生み、また公共事業から分かれた臨時就労事業が新設され、より高度な生産的事業が実施されている。これらの事業は、民間の請負業者に委任されることが可能となっている。そこで、地方によつては（例えば大津、園部など）これらの業者と分会の間の交渉がもたれ、それが労働協約として文書化された事例がある。しかし、この動向をそれほど大きく評価することはできない。

ところでこれらの失対労働者は、一方本質的に、困窮せる、失業者である。消費者として貧しい市民である。この面から、生活保護者層と関係をもち、同じ要求を、地方自治体に対してかける必然性がある。また失対労働者のなかの何割か（子供が三人以上の場合が明らかに）が現実に被保護者なのである。教科書、学用品の無料支給、環境衛生のための薬品の配布、低家賃住宅の建設等々、あらゆる日常生活要求が出されることとなる。

さて、小説のはじめにものべたよ

うに、全日自労では、これら分会の交渉を別とすると、地方都道府県のブロック（支部）をこえた本部の地位が重い。それは旧失対法のしかるべきが重い。それは旧失対法のしかるべきが重い。それは旧失対法のしかるべきが重い。それは旧失対法のしかるべきが重い。それは旧失対法のしかるべきが重い。

先述のように賃金額の決定方式にもあらわれている。その地方の一般職種別賃金（P・Wという）の一、二割方低位にその地方失対労働者の賃金を、労働大臣がきめるという方式、これである。同職種労働者とは結局のところ、土工または重作業人夫および雜役人夫ということになるとすれば、彼らの多くが、實際上は失業者である。そして不規則・不安定な就業のもとにあることで、まさに「半失業」者である。その賃金決定は、ごく一般的にいえば、未組織であり、したがつて団体的交渉を行ないまどりきめられ、ほとんど粗放な肉体労働としての強度にたえうるかということのみによつてきまつていてる賃金であり、また現実的にある。したがつて家族の形成が不可能で、いわば「一人賃金」といわれるものに属する。

《第3表》賃金基本  
日額の推移（東京都）

24年6月～26年3月	245円
26. 4～26. 10	245
26. 10～27. 9	270
27. 9～28. 9	300
28. 9～29. 1	330
29. 1～32. 3	335
32. 4～32. 9	355
32. 10～33. 6	360
33. 7～35. 3	362
35. 4～36. 3	382
36. 4～36. 6	426
36. 7～37. 3	426
37. 4～	476

これに対し、失対労働者の適格条件として主たる家計担当者であることが課せられている。すなわち世帯の「主たる」ものである彼の世帯にはその他に世帯員が存在し、複数家族の世帯でなければならない。そこでは失対の賃金は、孤独の老齢者を除いては、それだけではとうてい消費生活が行なえない賃金所得であると

いう性格をうけとる。

このようにして、賃金の基本日額に対する世帯がそれで「食える」という条件が色濃く期待されることとなり、この要求は、その意図のい

かんにかかわらず、最低生活の保障となり、この考え方を打ちこまれることとなる。基本日額の三〇円アップの要求から、五〇円、さらに八〇円、そして最後に打ち出された賃上げ要求のコースは、このような考え方から発するものである。

織であり、したがつて団体的交渉をして最後に打ち出された賃上げ要求のコースは、このような考え方から

の諸要求が統合せられて、統一要求がかけられる。例えば、全日自労としての最初の統一要求（昭和二八年）は、(1)賃金値上げ（最低三〇〇円、二五日就労、応能給撤廃）(2)完全就労、(3)日雇健保の獲得、(4)日雇失保の改正（待機期間撤廃、給付金二〇〇円）、(5)首切反対（老人、婦人、活動家の首

この要求の発展は、さうに全国一律最賃制の要求へとつながつてい

く。この基礎のうえに各地域（分会または支部）で、交渉による賃金が獲得されることが企図せられている。

こうして、組合本部から提出され得されることが企図せられている。

切反対) といったように示されてい  
る。これは全日自労の発展史上、一  
つのエホックを画した統一的五大要  
求と称されたものである。

さて、そこで以上の諸事項の交渉

をさせざる文渉力の基礎はなにか、  
があらためて問わねばならない。

明らかにこの組合は、通常生産勞  
働者の有する労働力のいわば売止め  
のための罷業による打撃力をほとん  
どもつてはいない。それは一つは  
その事業の性質によるものであり、  
いま一つは彼らが未組織の不熟練日  
雇労働者としての過剰な労働力の膨  
大な量の真中にあるからである。実  
際この組合は、日雇の労働組合とし  
てきわめて重要な存在であるが、し  
かし全体の日雇労働者または不安  
定・不規則な労働者の膨大な量にく  
らべれば、極端すれば、ほとんど一握  
りの存在にしかすぎないであろう。

もちろん、このような意味における  
交渉力がまったくないわけではな  
い。例えば、コンクリートのミキサ  
ーがまわって、いま打ち込まれよう  
とするとき、作業の停止が行なわれ  
ることは大きな経済的打撃を与える

であろう。しかしその日は、別の日  
の労働力を充足することにより、  
その成果はすぐに消されてしまうに  
ちがいない。

このようなとき、取引力の大きな  
支えになるのは、国の法制として制  
定される賃金・生活条件に関する最  
低条件のための立法であるにちがい  
ない。だから組合はそのため全力  
を集中する。しかしそれは原因であ  
ると同時に、結果でもあるにちがい  
ない。もちろん前述のような労働力  
の売買を通じての取引力の効果を、  
直接的でなく、間接的に求める方法  
がないこともない。それはすなわち

生産労働者との共闘である。だから  
全日自労は早くより総評加盟を求  
め、また地区労組のなかへ大きな  
力をそそごうとしている。総評への  
加盟はすでに昭和三一年暮より実現  
されている。そして全日自労のなか  
へ春秋越盆の定期的な闘争の方式が  
もちこまれたのも、それほど新しい  
ことではない。

ところで、先述の要求事項である  
が、それを要約するなら、職場にお  
ける要求事項も団との交渉における

それも、いわば労働者としてのもつ  
とも基本的な、いいかえるなら近代  
的労資関係のもとで保障されたもつ  
とも端緒的な要求事項のようにみえ  
る。組合の用語をかりれば、それは  
労働者の権利としての諸要求という  
ことになる。すなわち、労資対等の  
条件をみたすべき諸要因に対する要  
求にすぎないか、あるいはそれを主  
要なものとしていることに気づく。  
またそれを目標としての要求であり  
交渉である。そのための力のバック  
となるものは、いうならば与論であ  
り、社会的圧力であろう。

#### 4

だからといって、それがブリミテ  
ィブであるとか、重要でないという  
のではない。なぜなら、日本の現実  
からいっても、そのような組合の言  
葉でのいわゆる「無権利」状態にあ  
る下層の労働者層、または事実上の  
労働者が、いかに多いかは、私たち  
のよく知っているところである。そ  
してそれが、大企業を中心として展  
開される日本の労働組合の全体の運  
動にとって、いま最高に重要である

ことも多言を要すまい。とくに組織  
労働者の労働条件、賃金の上昇が、  
いくらかあたま打ちの状態に低迷し  
ようとしてあるとき、なおさら、  
その感を深くするのである。「ヨー  
ロッパなみ」の社会政策・社会保障  
がないところに、したがって「ヨー  
ロッパなみ」の賃金構造を欠くとこ  
ろに、それが一つのスコーガンでし  
かないとしても、どうして「ヨーロ  
ッパなみの賃金」がありえようか。  
ところで東大の氏原正治郎氏によ  
れば、いわゆる「自由労働組合」—  
—全日自労は、「現在の日本の最下  
層の不熟練労働者の組合であつて、  
日本の賃金の最低限と、社会保障の  
最低限の向上のために努力してい  
る」のだが、その組織は失業対策事  
業登録日雇労働者に主として限られ  
ており、その周辺には、「職業安定  
所を経由しない膨大な未組織の不熟  
練な日雇労働者がいるので、自由労  
働組合の影響力は、微々たるもので  
ある」（「日本の労働組合」有斐閣編『日本労使年鑑』第三回三八年度所載）  
と述べられている。

私もそう思う。そしてとくに大都  
市での状況を観察するとたしかにそ

うだ。しかし地方中小都市その他のことは、必ずしもそうではない場合もある。いわゆる「逆流現象」は、その一つのあらわれである。すなわち、失対事業の賃金のほうが、とくに労働日数、時間や夏季年末の手当を考慮にいれると、その地方の中小零細企業その他の従業員の賃金より高いことから生ずる、失対事業への集中現象をさしているのである。ここでは、失対事業労働者の賃金その他が、事実上、「賃金の最低限」と「社会保障の最低限」を形成している。例えば三六年四月二九日の『じかたび』によれば、つぎのとおりである。

「最低生活の保障からはるかに遠い、ゴーランの五二円新賃金——しかしそれでも低賃金労働者と貧困層に大きな反響をよんでいる。業者間協定の二セ最低賃金制をひろげて、低賃金にしばりつけてきているため、各地で失対よりも低い民間企業がめだっている。そのため「失対」を志願するものが急速にふえている。……新潟の地方新聞によると、上越地方は冬になると臨時解雇が多いため安定した失対求職(?)があふえているという。……県はこの失

業者の地元にあわせしかたなく運営事業に同じ基準にして、あぶれた失業者を救済させている」云々。

同じことを、同年七月二九日号で福岡の状況として報じ、ここでは「福岡県支部代表より提出された失対希望者名簿は五千名にのぼっている」といつて。また同じことが高知でもおきているし、三重でも生じているといつて。すなわち、

「三重の失対賃金は一日四七二円。年間三カ月をこえる手当をふくみると一日六〇〇円にもなる。このえいきょうは大きい。去年の春、五〇〇円くらいだった一般日雇の賃金は二カ月後には一〇〇円ぐらいはね上ったという。また製材やパンコ焼きなどの小企業では男で三五〇円から四〇〇円ぐらいの低賃金だが、その人たちに大きなシケキとなっている。低賃金をくいものにしていた地方ボスたちは、県へもうれつな圧力をかけた。失対に入りたいといふ人がどんどんふえた。支部は積極的にこの人たちを失業者同盟に組織し、

昨年の夏は一千名をこし、この間にようて八月には三六〇名のワクを新らしくとった」云々(昭和三七年)。

これらのところでは、一般的の賃金業者の地元にあわせしかたなく運営事業に同じ基準にして、あぶれた失業者を救済させている」といつて。すなわち、他の労働条件があまりにも悪いがゆえに、結果としてその機能を果たすにいたった失対制度といふ最低限度を土台として、一つは失対事業労働者としての適格証を獲得するという方策によって、未組織の組織化が進められている。このことによつて、間接的に、未組織のままに放置され、「無福利」の状態のもとで、高知でもおきているし、三重でも生じているといつて。すなわち、

「三重の失対賃金は一日四七二円。年間三カ月をこえる手当をふくみると一日六〇〇円にもなる。このえいきょうは大きい。去年の春、五〇〇円くらいだった一般日雇の賃金は二カ月後には一〇〇円ぐらいはね上ったという。また製材やパンコ焼きなどの小企業では男で三五〇円から四〇〇円ぐらいの低賃金だが、その人たちに大きなシケキとなっている。低賃金をくいものにしていた地方ボスたちは、県へもうれつな圧力をかけた。失対に入りたいといふ人がどんどんふえた。支部は積極的にこの人たちを失業者同盟に組織し、

しかしながらして一般民間企業の賃金のほうが相対的には高く、また労働市場での需要が大きく開けている。大都市地区では、この方策による組織化と労働者の地位の向上、およびその労働条件の引上げは、一般的には通用しない。ここでは日雇労働者の労働組合の組織化は、その就労先の職場自体で行なわれなければならぬ。それに対しては、前述のことない。それに対しても、前述のことないといつてよいのである。そして、周知のように、改正された新法のもとでは、以上のことをふくむ、まだ影響力が微弱だといわざる

しかし、組合の影響力としては、

この結果があらん本道を歩むべきだ。それには力量の問題もあるが、むしろ組合の構造およびそれから発する交渉力のありかたが、いわば質的に脱皮しなければならぬであろう。そのためには、不熟練日雇または下層労働者の市場の範囲を考え合わせると、都道府県の段階の交渉力が増大するような構造をもつ必要があるだろう。そして地域組織を骨格とするとところの、いわゆる合同労組の方式などに近づく必要があるにちがいない。こうして、これまでもつていた自由労働組合の「失対一家」的性格が払拭されねばならぬだろう。しかし考えてみれば「失対一家」といつても、これまでこれほどその利益をうけていない「企業組合」はほかにないのであって、だから「失対一家」なるものをどれだけ評価してよいだろうか。そのワクはむしろすでにならないといつてよいのである。そして、周知のように、改正された新法のもとでは、以上のことをふくむ、まだ影響力が微弱だといわざる組合が必然的に要求されてくるにちがいない。